

役員の報酬等並びに費用に関する規程

特定非営利活動法人茨城 NPO センター・コモンズ

(目的) 第 1 条

この規程は、特定非営利活動法人茨城 NPO センター・コモンズ (以下「コモンズ」という。) の定款第 18 条に基づき、役員の報酬等及び役員の費用に関し必要な事項を定める。

(定義等) 第 2 条

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 13 条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、コモンズを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費 (宿泊費を含む) 及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給) 第 3 条

役員等は無報酬とする。ただし、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。使用人兼務役員については、従業員分の給与とあわせて支給することができる。

2 前項の報酬は、別表「年間報酬額」に定める金額の範囲内で、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

3 報酬は、年間報酬額の 12 分の 1 を毎月 15 日に、その全額を本人申請に基づく銀行口座に振り込みにより支給する。ただし、税金、保険料等、法令に定めがある場合については、報酬の一部を控除する。

4 前項の規定にかかわらず、支給日が休日のときは、前日に繰り上げ支給する。

(費用) 第 4 条

役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表) 第 5 条

コモンズは、この規程をもって、特定非営利活動促進法第 54 条に定める報酬の支給基準として公表するものとする。

(改廃) 第 6 条

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足) 第 7 条

この規程に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

付則

この規程は、2014 年 5 月 24 日から施行する。

(別表) 常勤役員の年間報酬額 年間 500 万円までの範囲内